

令和3年5月6日

被保険者 様

京都府農協健康保険組合
(公印省略)

各種届出様式における押印の廃止について

令和2年12月25日に、厚生労働省保険局長通知「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布等について」が、発出されたことを受け、当組合では下記の申請書等の押印を廃止しましたので、お知らせします。

なお、当分の間「押印欄が記載された申請書等」を使用されても受理いたしますが、その場合、押印の必要はありません。

記

1. 健康保険法施行規則の一部改正により押印を削除する届出書等

		本人押印	事業主押印	医師押印
給付関係	移送費の支給の申請	不 要	記載欄なし	不 要
	傷病手当金の支給の申請	不 要	不 要	不 要
	出産手当金の支給の申請	不 要	不 要	不 要
	特定疾病の認定の申請	不 要	記載欄なし	不 要
適用関係	任意適用申請書	不 要	不 要	記載欄なし
	任意適用取消申請書	不 要	不 要	記載欄なし
	被保険者資格取得届	不 要	不 要	記載欄なし
	被保険者報酬月額算定基礎届	不 要	不 要	記載欄なし
	被保険者報酬月額変更届	不 要	不 要	記載欄なし
	被保険者賞与支払届	不 要	不 要	記載欄なし
	被保険者氏名変更届	不 要	不 要	記載欄なし

2. 厚生労働省保険局保険課長通知等で押印を削除する届出書等

診療報酬明細書等の開示に関する届出

3. 保険者（健康保険組合）が定める届出等

給付や負傷原因に関する調査、保健事業に係る助成金申請等

4. 従来通り押印が必要となる届出書等

- ① 保険料口座振替納付（変更）申出書の「金融機関のお届け印」及び「金融機関の確認印」
（押印が必要となる理由）
金融機関が現状求めているため
- ② 高額療養費支給申請書、標準負担額減額認定申請書及び出産育児一時金の「市区町村の証明印」
（押印が必要となる理由）
市区町村の証明印は廃止対象ではないため
- ③ 第三者行為の求償における以下の添付書類の印
 - ・ 事故発生状況報告書の「報告者の印」
 - ・ 診療報酬明細書の写し及び任意保険会社への照会に対する同意書の「被保険者、被扶養者の印」
 - ・ 交通事故証明書又は交通事故証明書入手不能理由書の「証明印」（押印が必要となる理由）
損保会社が現状求めているため
- ④ 開示請求手続きにおける被保険者（または遺族）と任意代理人の間で取り交わす委任状の押印
（押印が必要となる理由）
印鑑登録証明書を用いた対応と損保会社が現状求めているため